

制定 2020年2月27日

改定 2020年3月09日

改定 2020年3月27日

新型コロナウイルス対策

【対象期間】 2020年2月27日 ～ 5月10日まで

● 危険地域と安全地域

大規模集団感染や市中感染など特に感染拡大が大きい以下の地域を、感染リスクの特に高い「危険地域」として定める。

北海道、首都圏（東京・神奈川・千葉・埼玉）、愛知、京都市街地、大阪、兵庫、福岡

上記以外でも2020年3月19日専門家委員会発表の提言にある以下の地域に該当する都市および府県「感染が拡大している地域」「感染拡大が収まっているもしくは縮小している地域」。

また、比較的感染リスクの低いと思われる以下の地域を「安全地域」と定める。

静岡県内（上記危険地域からの来訪者が多い地域は除く）

2020年3月19日専門家委員会発表の提言にある「感染が確認されていない地域」2020年3月19日専門家委員会発表の提言にある「感染が収まっているまたは縮小している地域」であっても以下の点を満たす地域

- ・ 検討日時点で累計の感染者数が5名以下
- ・ 確認されている感染者がすべてリンクありでかつ当該地域内での市中感染でない。
- ・ 検討日起算で直近14日間の感染確認がない。
- ・ 検討日時点で実効再生産者数が0.5未満。

(社内対策のルール)

1. 出張の原則禁止

- ・ 出張は原則禁止する。
- ・ 宿泊を伴う出張は原則控える。
- ・ 食事・休憩・宿泊などはもちろん商談などにおいても、密閉空間・人の密集・近接での会話には十分注意する。
- ・ 九州・沖縄・中四国・東北など自動車での移動が安全上危惧される遠隔地への出張に限り、富

土山静岡空港を発着にて飛行機で行い、現地ではレンタカー移動をする。帰着後は航空機の半券を提出する。

2. 来訪者の制限

・危険地域を出発および経由する来訪者は断る。

・上記以外の来訪者は以下に従い商談打ち合わせをする。

①来訪者の記録をつける。

記録には、会社名・来訪者名・対応者名・入退出時間を記録する。

②対応はそれぞれの事業所3階の大会議室で、相手と十分な距離をとり、換気をしっかりした状態で行う。

※本社3階小会議室を「テレビ会議室」とし、遠隔地や危険地域のお客様との会議や打ち合わせに活用する、

(社内濃厚接触リスク対策)

1. 内線電話を活用し、極力各階への移動を少なくする。
2. 雨天の屋内での朝礼は中止する。また、朝礼後各部署内での申し送りも屋外で行う。

<社内一部社員への移動制限>

製造現場勤務者及び、出荷現場勤務者の本社事務所及び、広岡事務所内への立ち入りを制限する愛知県への営業活動について、以下の対策を行う。

- ・田原営業所に勤務する社員を移動制限の対象に追加する。
- ・田原営業所に勤務する社員以外の社員の愛知県へ立ち入っての業務を原則禁止する。

密閉した空間、人が密集する場所、人と密接しての会話を絶対に避ける

[継続する対策]

- ◎ 座談会、飲食接待 中止。
- ◎ ゴルフを含む会合出席 中止。
- ◎ 帰社時「手洗い」と「うがい」実施。又はアルコールハンドミスト消毒。
- ◎ 内勤者は2 時間に1回は「手洗い」と「うがい」実施。
- ◎ 1日1回 手すり、机等をエタノールで拭く。
- ◎ 1日2回換気する。
- ◎ 体調がすぐれない場合は、“休暇”を取り会社へ連絡
- ◎ 起床時、体温測定実施。(37.5℃以上は会社へ連絡)
- ◎ マスク着用推奨。咳エチケット。
- ◎ 緑茶を少しずつ飲む。20 分毎が目安。
- ◎ ビタミンDを含む食材を摂る。 例) 干し椎茸、切干大根、鮭、鰯丸干し
- ◎ 日中30分 手のひらを太陽に当てる。
- ◎ 空気のよどむ場所を避ける。

連絡先 静岡県西部保健所：0538-37-2255 平日(8:30～17:15)

090-3309-6707 上記以外の時間